

入札等監視委員会の議事概要の公表について

北九州市入札等監視委員会の平成27年度第4回定例会議を次のとおり開催したので、別添のとおりその議事概要を公表する。

記

開催日時 平成28年2月18日（木） 14：00～16：00

会 場 北九州市庁舎15階 特別会議室B

平成27年度 第4回 北九州市入札等監視委員会 議事概要

1 会議名

平成27年度 第4回 北九州市入札等監視委員会

2 開催日時・会場

開催日時 平成28年2月18日(木) 14:00～16:00

会場 北九州市庁舎15階 特別会議室B

3 出席委員

藤田 賢一郎、今泉 恵子、上地 和久、菊池 裕子、中尾 美佐

4 議事

(1) 平成27年度第3四半期の工事契約状況等の報告

次の事項について報告した。

- ・工事契約件数及び契約金額について
- ・建設工事等有資格業者に係る指名停止及び資格取消について

(問) 今回、談合で指名停止8箇月との報告があったが、一般的に談合による指名停止期間はその程度なのか。

(答) 建設工事等入札参加者の指名停止要綱で定めているが、談合の場合、逮捕された者が代表役員等なのか、もしくは一般役員等又は使用人なのかで指名停止期間は異なる。

今回の場合、対象者が代表役員等であり、期間は8月以上18月以内の中で、通例として最短の期間で措置している。

(問) 粗雑工事の報告があったが、もし、業者が工事を途中で投げ出した場合、当該業者の次回入札時においてその点がどう影響するか。また、投げ出された工事に対して市としてはその後どのような対処になるのか。

(答) まず、業者自体については、正当な理由がなくて契約を履行しなかった場合、北九州市の建設工事有資格者名簿から抹消される。

(投げ出された) 工事自体については、以前は工事完成保証人制度があったが、現在は履行保証保険制度で対応しており、賠償金は出るが工事の中断は避けられない。

事業全体として放置はできないので、残った部分で再度入札を行うことになると思われる。なお、直近の1～2年の間には実際に途中放棄した事例はない。

(2) 平成27年度第3四半期の工事契約抽出案件の審議

ア 抽出方法について

審議する案件は、平成27年度第3四半期に契約をした工事の中から、中尾委員が10件(契約室契約分8件、上下水道局契約分2件)を抽出した。

イ 審議における質疑等

(問) 塗装工事で総合評価方式を採用しているが、工種名からはどのような点を評価しているのか推測できないが、どのようなものか。

(答) 今回の総合評価方式は一番簡易なもので、企業の技術的側面は評価対象とせず、企業及び配置予定技術者の過去の工事成績という観点を重要視した。

(問) 今回は評価対象外だったが、この企業の技術的側面とはどのようなものか。

(答) 具体的には、クレーンの接触防止、足場からの転落防止、強風時の安全対策等があげられる。

(問) 配置予定技術者の評価において0点の業者があるが、これはどういうことか。

(答) ご質問の業者は「過去の工事成績」が0点となっているが、これは工事評価対象が本市、道路公社、九州地方整備局発注の3つに絞られているためである。

このような大型工事で全くの未経験者を配置するとは到底考えにくいですが、以上あげた発注者以外の工事での経験があっても、点数には反映しない。

(問) 無停電装置更新の電気工事で、落札率が約58%と非常に低いのはなぜか。

(答) 装置の一部更新であり、直接工事費中、機器費が80%を越えていたため最低制限価格を設定しなかった。そのためと思われる。

(問) 道路舗装工事で、予定価格がほぼ同じで業者数が同数なのに、落札率で約9%の差がついたのはなぜか。

(答) 両工事の工事箇所は共に北九州市西部であり、指名業者自体が完全に一致している状況で落札率に差が出たものである。

ここからは推測になるが、工事箇所を比べると、一方は海沿いでほぼ人通りもなく工事が非常にしやすく、業者に好まれるのに比べ、他方は人通りが多い場所で安全対策に十分留意する必要があり、結果工事がしにくく業者には敬遠される。

舗装工事の落札率は平均約86%であるところ、一方の人気のある工事の落札率が同じ約86%であったことに対し、他方、人気のない工事では約95%であったことから、この工事の人気のなさが伺われる。

(問) 浄水センターの設備改築工事（電気工事）で一般競争入札を採用したが、業者数が1社となっている。

技術的要件等の入札参加資格が厳しかったのではないか。

(答) 指名実績、施工実績の条件については、現行施設と同レベルを求めては入札参加しにくいのではと考え、3分の1から2分の1のレベルまで落としている。

(問) それでは、技術的に本件請負業者しか施工できないとの理由で最初から随意契約を選択するということは考えられたのではないか。

(答) 本件は特殊な機器の全面更新工事であり、現行機器とは異なるメーカーで応札する可能性があった。

そこで「絶対に他の業者では対応できない」という特命理由が成立しないため一般競争入札を行ったが、結果として現行機器の施工業者しか参加がなかったということである。

- ※ 1 次回の工事の抽出は、今泉委員が担当することとなった。
- 2 次回の委員会は、平成28年5月20日（金）に開催することとなった。